

いじめ防止基本方針

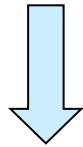
本方針は児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、安中市・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法 13 条の規定に基づき、いじめの防止・早期発見・解消のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

—いじめについての基本的な考え方—
 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめ防止等のための全体計画

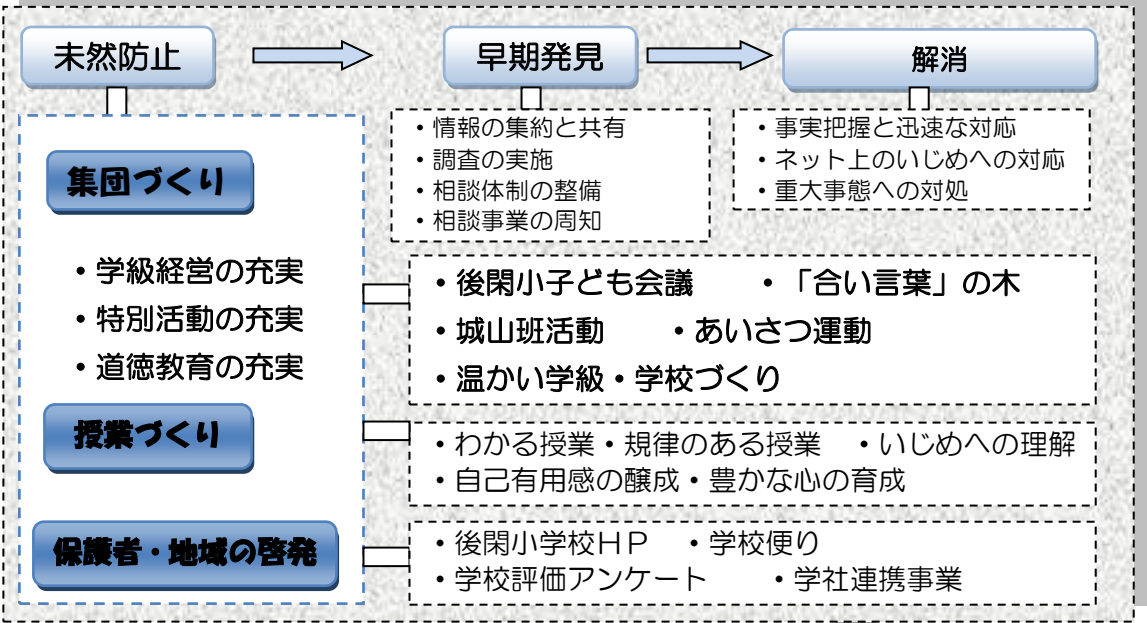
組織

いじめ防止推進委員会（リーダー；生徒指導主任）

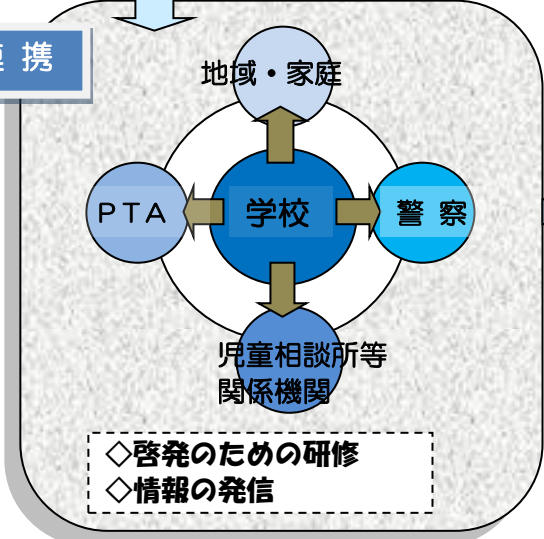


目的：いじめの防止・早期発見・解消に関する取組を実効的に行うため
 構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・特活主任・養護教諭
 会議：定例会議（毎月第四月曜日）・臨時会議・全体会議（全職員参加）
 役割：いじめ防止等に関わる全ての業務を統括する。

対策



連携



研修

